

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年2月21日)

[件名]

- 島根原発2号機における運転上の制限（LCO）の逸脱について

(原子力安全対策課) … 2

危機管理部

島根原発2号機における運転上の制限（LCO）の逸脱について

令和7年2月21日

原子力安全対策課

2月20日(木)午後7時頃、島根原子力発電所2号機の重大事故等発生時における原子炉格納容器内の水素および酸素を監視する設備の不具合により、中国電力は原子炉施設保安規定に定める運転上の制限（LCO）の逸脱を宣言し、県はこれを受け、安全協定に基づき立入調査（米子市及び境港市も同行）を行った。

※運転上の制限の逸脱（LCO逸脱）

原子炉の安全性を維持するため、必要な動作可能機器等の台数や運転状態ごとに遵守すべき運転上の制限事項を保安規定に定めており、これを満足しない状態になると「運転上の制限（LCO）」の逸脱を宣言し、事業者は速やかに復旧措置を行う。仮に逸脱の場合、他のシステムや機器等で安全機能を代替でき、冗長性（バックアップ）が確保される。

1 事案概要

- (1) 発生日時 2月20日(木)午後7時
- (2) 発生場所 島根原子力発電所2号機原子炉建物内（放射線管理区域内）
- (3) 発生状況 格納容器雰囲気モニタのうち「格納容器水素濃度（B系）」、「格納容器酸素濃度（B系）」が監視不能な状態*であることが確認されたため、運転上の制限の逸脱を判断した（19時）。当該機器が故障状態にあることが運転員に分かるように明示した（19時5分）。代替パラメータが動作可能であることを確認した（19時55分）。当該計器の復旧作業中。
 - * 供用中の格納容器雰囲気モニタ（A系）により、格納容器水素濃度及び格納容器酸素濃度の監視は継続している。
 - 又、重大事故等発生時に格納容器水素濃度及び格納容器酸素濃度を監視する他の格納容器雰囲気モニタが動作可能であることも確認した。
- (4) 影響 負傷者なし、汚染・被ばくなし。
プラントへの影響なし、放射性物質の放出による環境への影響なし。

2 立入調査

- (1) 日時 2月20日(木)午後11時30分～21日(金)午前0時30分
- (2) 立入者 鳥取県職員（米子市と境港市の職員が同行。島根県は別途実施）
- (3) 説明者 中国電力島根原子力発電所 技術部（技術）課長、保修部（計装）課長
中国電力島根原子力本部 広報部部长

(4) 調査結果

①事象の状況の確認

- ・中国電力から発生の経緯や今後の対応等について、担当者に聞き取りを行った。
- ・B系統は新規制基準により機能が拡充された設備で、2月19日(水)から校正作業を実施中に本事案が発生。同事案はこれまで島根原子力発電所では発生したことはない。
- ・今後は機器内部や電気系統を確認し、早期の復旧と原因究明を行う。
- ・プラントの運転に影響がないことを確認した。

②環境への影響の有無等の確認

- ・本事案による負傷者はなく、汚染・被ばくは確認されていない。
- ・プラント状態（運転継続中）にも異常はなく、環境への影響はない。

③県の対応

中国電力に対し、以下について口頭で申し入れた。

- ・早期の復旧
- ・原因の究明と再発防止対策及び県への速やかな報告